学生課学生係

前期授業料免除について(4年生~専攻科生)

このことについて、授業料免除を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で申込んでください。なお、期限を過ぎての申込みはできませんので注意してください。

記

要項配付期間 4月4日(木)~4月30日(火)

<u>書類提出期限</u> 5月1日(水) 17時 ※書類受取後の必要書類提出期限

対 象 者

次のいずれかに該当する者

高等教育の修 学支援新制度 による授業料 減免

- ①日本学生支援機構給付奨学金の奨学生
- ②日本学生支援機構給付奨学金の予約採用者, 在学採用申込(予定)者
- ③授業料の各期の納付期限前6月以内において,学資負担者が死亡した場合又は 学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者

国立高専機構 における授業 料免除

- ④授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった者
- ⑤③又は④に準ずる者

その他

- 書類提出者からは、結果が確定するまで授業料の引落を行いません。
- ・日本学生支援機構給付奨学金の予約採用者,在学採用申込(予定)者, 令和5年度に日本学生支援機構給付奨学金の奨学生だった専攻科1年生は 必ず申し込みしてください。
- ・令和5年度に日本学生支援機構給付奨学金の奨学生だった本科5年生, 専攻科2年生は、令和5年度末に継続申請書を提出済のため、家計急変 事由が発生した場合のみ今回の手続きをしてください。

以上